

◎第82号議案・白石市水道給水条例の一部を改正する条例
 ◎第83号議案・白石市下水道条例の一部を改正する条例
 ◎第84号議案・白石市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例

〔質疑〕なぜこのような経済情勢にあつて水道料金の改定を行わなければならないのか。

〔答弁〕①給水人口の減少や節水意識の浸透、景気の低迷等により水需用が減少しており、給水収益が平成16年度決算で5年前の平成16年度と比較し1億3百万円程減少していることから、今後の事業費用の確保が困難な状況になっていること。

②拡張から維持管理の時代を迎え、送配水管の老朽化・耐震化による管の更新と布設替え及び給水施設の整備が見込まれ、これらに必要な経費が多くなること。

③過去3年間は赤字決算で、今年度についても赤字が予想され、補てん財源である利益剰余金がなくなり、欠損金が生じてしまうこと。

これらの理由から、水道事業の経営については『独立採算性』を建前としているため、料金の相応な負担をお願いするものである。

また、地方公営企業は料金収入で経営を行うものであるが、水道事業会計は平成18年度から赤字決算となり、現行料金で試算すると平成22年度以降の経営計画においてもこのまま赤字が続き、経営が成り立たなくなってしまうとともに、大規模災害に対する備えもできなくなってしまうため、改正しようとするものである。



〔質疑〕改正の趣旨はやむを得ないものと理解できるが、市民生活への影響を考慮し、激変を緩和する意味でも、段階的な改定を行うことはできないのか。

〔答弁〕公営企業会計は、事業の継続性が求められていることから、平成22年度から平成26年度の5力年で収支の試算を行い料金を決定している。

また、事業の見直しを向こう5年間とする根拠については仙南・仙塩広域水道の受水計画と連動したものにしている。

〔質疑〕水道管の耐用年数等について伺いたい。

〔答弁〕配水管網耐震対策検討業務委託を行ったところ布設後50年以上経過したものがおよそ21キロメートルに及び、これらの管を使い続けることにより、内部の腐食が進行し、管圧が減少するとともに、穴あきが発生することにより、漏水が生じてしまう恐れがある。

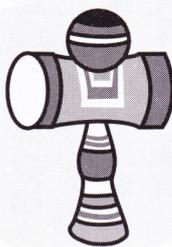
〔質疑〕料金改定はもう少し経済が安定してから行うべきではないのか。

〔答弁〕当市の水道料金は仙南・仙塩広域水道からの受水料金の影響を受け、料金改定を行わなければ今後累積すると見込まれる赤字を補填する必要に迫られることから、今

定例会への提案が、ぎりぎりの選択だった。

〔質疑〕下水道事業および農業集落排水事業経営の根幹をなす、水洗化率の向上のため、にどのように取り組んでいるか。

〔答弁〕これまで普及啓蒙活動として行っている、下水道に接続していない一般世帯及び事業所等について、戸別に訪問して下水道への接続をお願いしていく等の活動の促進に努めている。



〔質疑〕農業集落排水事業の水洗化率について伺いたい。

〔答弁〕斎川地区については供用開始3年で62%、薬師堂地区は供用開始3年で75%、越河地区においては供用開始から2年目になるが、平成20年度末時点で28.6%であったものが、本年11月末で、35.

5%と、伸びを示している。
 〔質疑〕経営努力をどのように行っているか。

〔答弁〕水道事業にあつては平成18年度15人の職員体制であったものを平成19年度13人に減じ、下水道事業等にあつては平成18年度8人体制であったものを平成19年度7人に減じており、本年4月からは下水道事業所としてさらに1名減とし、19名体制で事業を遂行している。

また、地方債の繰上償還等を行うとともに経営の更なる効率化をはかり、利用者の料金納付に対する利便性を高めるなど一層の努力を続けてまいります。

〔質疑〕料金改定について利用者への周知をどのように図るのか。

〔答弁〕広報しろいし2月号から5月号にかけて料金改定の特集記事を予定しているほか、ホームページの掲載や、窓口でのチラシの配布、また大口利用者には個別に説明したいと考えている。